

# 李白登科考

乾源俊

はじめに

天寶の初め、李白は玄宗皇帝に徴される。このことは、生涯の榮譽としてつねづね思い起こされ、詩文のなかにくり返し語られている。

① ……鳳凰初下紫泥詔、謁帝稱觴登御筵。揄揚九重萬乘主、諛浪赤墀青瑣賢。……（李白「玉壺吟」『李太白文集』卷6、天寶二年743秋）

② ……一朝君王垂拂拭、剖心輪丹雪胸臆。忽蒙白日迴景光、直上青雲生羽翼。……（李白「從駕溫泉宮醉後贈楊山人」卷8、題從「敦煌唐寫本詩選殘卷」、天寶二年743冬）

③ ……白日在青天、回光燭微躬。恭承鳳凰詔、欵起雲蘿中。清切紫霄迥、優遊丹禁通。君王賜顏色、聲價凌煙虹。……（李白「東武吟」卷5 II 「還山留別金門知己」卷13、天寶三載744春）

④ ……天寶初、五府交辟、不求聞達、亦由子眞谷口、名動京師。上皇聞而悅之、召入禁掖。…（李白「爲宋中丞自薦表」卷26、至德二載757）

⑤ ……漢家天子馳駟馬、赤車蜀道迎相如。天門九重謁聖人、龍顏一解四海春。彤庭左右呼萬歲、拜賀明主收沈淪。…（李白「贈從弟南平太守之遙」卷10、乾元二年759）

⑥ ……白久居峨眉、與丹丘因持盈法師達。白亦因之入翰林。…（魏顥「李翰林集序」卷1、上元二年761）

⑦ ……天寶中、皇祖下詔、徵就金馬、降輦步迎、如見綺皓。以七寶牀賜食、御手調羹以飯之。謂曰、卿是布衣、名爲朕知、非素畜道義、何以及此。置于金鑾殿、出入翰林中。…（李陽冰「草堂集序」卷1、寶應元年762）

⑧ ……天寶初、玄宗辟翰林待詔。…（劉全白「唐故翰林學士李君碣記」卷1、貞元六年790）

早い記述は、既にこのあと一年餘にわたる宮廷奉職中に見られる。自己の肖像を描く①「玉壺吟」では、皇帝の下詔と、最も輝かしい場面として謁見の様子が、「鳳凰が紫泥で封じた詔を届け、皇帝に拜謁し觴を舉げ御筵に登った。九重にいます萬乗の君をおほめして、宮廷のお歴々と冗談を言いあつた」と言及される。また玄宗の驪山幸行に扈從した際、友人に贈った②「從駕溫泉宮醉後贈楊山人」詩では、不遇の身が「一朝にして君王の引き立てを受け、誠心誠意もて氣持ちを申しあげた。たちまち太陽の恵みが降りかかつて、羽を生じ大空に舞いあがつた」と言う。辭職にあたり同僚に宛てた③「東武吟」では、華やかな日々を振りかえり、「澄みきつた空はどこまでも遠く、ゆつたりと禁中に招き入れられた。君王はよき顔色をたまひ、名聲は虹を凌ぐほどに揚がつた」と言う。その後、ある程度具體的な言及があらわれるのは晩年のこと。⑤「贈從弟南平太守之遙」詩では「宮廷の深奥い門のか天子に拜謁すると、嚴かな顔がひとたび解け世界に春が來た。朱塗りの内庭に居並ぶひとびとが萬歳を叫び、明

主がわたしのような沈淪の者を収めたことを祝賀した」と、周囲の様子が言及されている。時間の経過とともに事柄をやや客観的な眼でながめ、その意味を説明しようとする視点が感じられる。こうした自身による奉詔、謁見の記憶が、さらに輝かしくも甘美な思い出として甦ってくるのは、人生の終焉にあたりみずから語られた傳記的記述、

⑦李陽冰「草堂集序」においてである。李白は臨終の床で草稿萬卷を李陽冰に手渡して序を書くように依頼した。李陽冰の記述は李白の口述がもとになっていると考えてよい。この文集序は李白の家系を唐朝のそれに掛けることから始まり、彼の出生を道教の始祖として玄宗も崇めた老子になぞらえるもので、そうした人生の記の頂点をなすエピソードがこの部分である。「天寶中、玄宗皇帝は詔を下し李白を徴して金馬門に控えさせた。帝は輦を降り歩いて迎え、その様子は四皓の綺里季を見るようであった。七寶の牀を設えて食を賜い、みずから羹を調味して食べさせた。謂われることには、そなたは布衣の身にして名は朕の知るところとなった。平生から道の奥義を蓄えるべく修養を積んでいなければ、どうしてこのようなことがありえただろうか、と。かくて金鑾殿に配置し、翰林院に出入りさせた」と言う。玄宗との、一對一の關係が言われる。このあと離職後に道士の資格を得たことが記されている。これが書かれた寶應元年は玄宗が崩じた年である。李白は自身をひきたててくれた主人への哀悼の念と、自身もまた彼に殉じるかのようにいま危篤の床にある、そうした萬感の思いをこめて一連の事柄を語っているのであろう。詩のなかの人物像は、不遇の身から一朝にして輝かしい身分を獲得した、という文脈のなかで語られていた。ここではさらに隱逸者としての李白像が描かれる。朝廷への推薦文を自身が代筆した④「爲宋中丞自薦表」でも「朝廷の招きに應じる気はなかつたが、鄭子眞のように隱者としての名が都に傳わり、玄宗にじまじきに招き入れられた」と言う。その後の傳記記述においては、このような隱逸者としての李白像は退潮する。例えば⑧劉全白「唐故翰林學士李君碣記」では「天寶の初め、玄宗が翰林待詔として招いた」とだけ述べる。そのほか⑥魏顥「李

翰林集序」は推薦者「持盈法師（玉眞公主）」の名を伝える。元丹丘とともに推薦されたと云う。

### 李白不應試説

- ① ウエイリー『李白』（1960、小川環樹・栗山稔譯 1973）
- ② 小川環樹『唐代の詩人』序説（1975）
- ③ 松浦友久「李白における蜀中生活」（『中國文學研究』第5期 1979）
- ④ 詹鍔「評英人阿瑟・威里著『李白之生平及其詩』」（『中日李白研究論文集』1989）
- ⑤ 閻琦「關與李白的戶籍、婚姻及科舉的餘論」（『中國李白研究』1992-1993年集 1994）
- ⑥ 傅紹良「李白不入科場原因新探」（『陝西師大學報』哲學社會科學版 23-3 總第92期 1994）
- ⑦ 閻琦「李白的入仕道路和他的幽憤」（『中國李白研究』1994年集 1996）
- ⑧ 喬長阜「李白不預科舉原因淺探」（『中國李白研究』1995-1996年集 1997）
- ⑨ 熊篤「李白爲何不赴科舉考論」（『唐代文學研究年鑑』一九九七-一九九八 原載『重慶師範學院學報』1996年第1期）

\*以上は專論をなすもののみ採録。一九九二年以前の状況については、下定雅弘「李白の詩をどう讀むか―科舉を受験できなかった詩人の傲慢と悲哀―」（『NOVITAS』創刊號 1993）がよく諸説を整理している。

李白がどのような待遇で徴されたかは判然としない。このことに關して、李白は科擧に應じていないという説がしばらく行われてきた。①ウエイリー『李白』は李白不應試説の出發點、「同時期の詩人のなかで彼だけが進士科に應じていない」ことを考察のきつかけとする。②小川環樹『唐代の詩人』序説はそれを承けて不應試の原因を「罪人の子孫」説「商人」説に求める。そのなかで選舉制度の概要説明において制擧にも觸れ、結果的に李白がこれに關與していないという考えを導いている。③松浦友久「李白における蜀中生活」④閻琦「關與李白的戶籍、婚姻及科擧的餘論」⑤傅紹良「李白不入科場原因新探」⑥閻琦「李白的入仕道路和他的幽憤」⑦喬長阜「李白不預科擧原因淺探」は概ね小川説の範圍内。より精密に論證しようとする。⑧詹鏜「評英人阿瑟・威里著『李白之生平及其詩』」はウエイリー説に反論、「彼が進士に應じなかつたのは「終南捷徑」式で出世を考えていたからであり、進士でなくとも玄宗に招かれるという榮譽に浴した」とする。⑨熊篤「李白爲何不赴科擧考論」は「終南捷徑」説を敷衍して「天子直接の徵召」によつたものとし、制度的な位置づけをする。

このように李白の應試をめぐることは、「不應試」の認識にもとづいて、「なぜ應じないのか」、それは「應じることができなかつた」のだという論調がかたちづくられてきた。これに對して反論は部分的になされてきたが、李白不應試という認識は共有されていた。小論の立場は、實質的に⑨熊篤「李白爲何不赴科擧考論」の所説に近い。しかし「天子直接の徵召」とは、じつは制擧の一科目であり、科擧制度の一環をなすものであることを言おうとする。とすれば、ウエイリー以來の説は根本において間違つた認識のうえに構築されていることになる。そもそも進士科に應じていない詩人は李白だけでなく、いくらかも探し出すことができる。

## I

## 下詔

徐松『登科記考』卷9 天寶元年

正月丁未朔、改元、大赦天下。詔曰、「…其前資官及白身人中、有儒學博通及文詞秀逸、或有軍謀越衆、或武藝絕倫者、委所在長官、具以名薦」(『冊府元龜』『唐大詔令集』)

九月庚申、御花萼樓試文武舉人、命有司供食。(『冊府元龜』)

十月、應文詞秀逸舉人崔明允等二十人、儒學博通劉毖等八人、軍謀越衆令狐朝等七人並科目、各依資授官。(『冊府元龜』、岑參「宿關西客舍寄東山嚴許二山人」詩、云「時天寶初七月初三日、在內學見有高道舉徵」是此年有道舉)

李白徵召の契機となった詔は何か。このことについては、詹鍇『李白詩文繫年』1957、25頁に、天寶元年正月の詔「前資官及白身人有儒學博通文辭秀英及軍謀武藝者、所在具以名薦」(據『舊唐書』卷9)が載せられて以降、これではないかと考えられてきた。ただし、詹鍇ははっきりとそう指摘しているわけではない。もしそうであるならば、『登科記考』に關係資料が整理されるように、これは制舉であり、李白は九月十八日に興慶宮の花萼相輝樓

であった親試に臨んでいたことになる。科目は「文詞秀逸」、受験資格は「白身人」と、条件には叶う。なお、文詞秀逸科の合格者のなかには顔真卿の名がある。（『冊府元龜』巻645貢舉部、科目）そうすると李白の詩文に見える謁見のくだりは、この親試の際を言うことになるが、食を賜うなど一致する点はあるものの、一方で皇帝が彼を綺里季のように見たとか、群臣が萬歳し明主が沈淪を収めるのを拜賀したとか、試験の場にそぐわないところがある。李白詩文の記述は玄宗皇帝との初対面の場面を、その感動とともに傳えていると思われる、これ以前に親試において対面しているとは考えにくい。

杜甫「奉贈鮮于京兆二十韻」詩（『九家集注杜詩』巻17）

…獻納紆皇眷、中間謁紫宸。且隨諸彥集、方覲薄才伸。…

天寶六載に「通明一藝已上」科に應じた杜甫は、一連の行事の様子を傳えているが、それによると彼は大明宮内朝の紫宸殿で玄宗に謁見した、という。「文章を獻じたところ皇帝の目にとまり、なかごろには紫宸殿で謁見にあらずかった。しばらく諸賢の集まりに従い、わが薄才が伸びることを願った」このときの試験は親試ではなく、とすると事前に皇帝の謁見があり、その折のことを述べたものかと思われる。進士科の一連の行事は詳しく調べられており、そのなかにはこのような皇帝謁見も含まれている。（妹尾達彦「唐代の科舉制度と長安の合格儀禮」『律令制・中國朝鮮の法と國家』1986）しかし制科の場合どのような行事がなされたのか、未詳。

## 「高道」科

① 陳飛『唐代試策考述』2002、360頁、唐代制舉科目年表

天寶元年

試目・高道

『記考』卷九于上引「…並科目各依資授官」后考云…「岑參「宿關西客舍寄東山嚴許二山人詩」云…「時天寶初七月初三日、在內學見有高道舉徵。」是此年有道舉。」飛按…「道舉」爲常科、專舉玄學、此處「高道舉徵」似非道舉、而應爲「高道舉」、屬徵舉性制舉、亦未必專指玄學也。

② 孟一冬『登科記考補正』2003、350頁

天寶二年

高道不仕舉

樊端、陳補云…「職官分紀」卷十五引韋述『集賢記注』…「天寶二年、樊端應高道不仕試、拜家令丞同正直集賢院、暴卒院中。」（陳補、陳尙君『登科記考』正補、載『唐代文學研究』第4輯 1993）

この正月の詔でないとすると、『登科記考』やその取材源となる『唐大詔令集』『册府元龜』等に詔が収録されな



い科目がこの頃にあったのか。この点につき、最近の科舉史研究において注目すべき報告があった。①陳飛『唐代試策考述』は、『登科記考』の制舉の科目を洗い出し、漏れた可能性のあるものを補っている。これによれば、天寶元年に「高道」科があったという。岑參「宿關西客舍寄東山嚴許二山人、時天寶初七月初三日、在內學見有高道舉徵」詩の「高道舉徵」とはその謂である、と。徐松は『登科記考』にこの詩を引いていたが、「道舉」のことと解していた。

岑參「宿關西客舍寄東山嚴許二山人、時天寶初七月初三日、在內學見有高道舉徵」詩（陳鐵民、侯忠義『岑參集校注』1981、40頁）

雲送關西雨、風傳渭北秋。孤燈然客夢、寒杵搗鄉愁。灘上思嚴子、山中憶許由。蒼生今有望、飛詔下林丘。

この詩は、「高道科」舉人の情報を得た岑參が、「山人」の嚴某と許某に宛てて、いまにあなた方にも徵召の詔が届くだろう、と述べたもの。「潼關西の客舎にて、東山に隱棲する嚴さん許さんにお便りする、ときに天寶元年七月三日、さきに長安の某所で高道舉人の徵集ある旨の觸書を見た。：たみくさにはいま希望がある、逸人を招集せよとの詔が天下の丘林を駆けめぐっているのだから」前年（開元二十九年）に設けられた道舉は、この天寶元年も十二月に舉行されるが、老莊文列の四子を内容とし崇玄學の生徒を對象とした専門色の強いものであり、ここで詩が寄せられたふたりの隱逸者「嚴許二山人」は、受験者として必ずしもふさわしいとはいえない。詩題の日付の記述「天寶初七月初三日」は、『全唐詩』卷200、『文苑英華』卷231による。ただし『文苑英華』には二番目の「初」字がない。このテキストによれば、作詩期日を指すように見える。北京圖書館、北京大學圖書館所藏の宋本、明抄本に

は「七月三日、在内學見有高近道舉徵、宿關西客舍寄東山嚴許二山人」に作る、宋本には「近」の下に「一無近字」と注する、という。(『岑參集校注』)これによれば岑參が徵集の情報を得た期日を指すように見える。『唐音統籤』卷17は後者におなじ。『全唐詩稿本』(聯經出版事業公司景印版、285頁)は後者の底本を朱筆で前者に改めている。岑參が情報を得た場所「内學」は、『文苑英華』では「學」と作る。これがどこを指すかについては未詳。『岑參集校注』及び劉開揚『岑參詩集編年箋註』1995は「崇玄學」とするが、これは徐松が道舉とするのを承けてのこと、信用できない。

一方、②の資料、陳尙君『登科記考』正補が指摘する天寶二年の「高道不仕」科については、天寶元年の「高道」科と同一のものか、別のものか、判断する材料が少ない。同一のものとするならば、天寶元年七月三日と岑參が報告する詔により、選抜が次年にまたがったもの、となる。天寶三載から四載にかけては類似した名の「高道不仕」科が行われており、いまこれを参考にすると、前年十二月の下詔、翌年五月の引見と、ほぼ半年の期間を要している。(『登科記考』卷9)同一のものと考えるのに支障はない。「高道」と「高道不仕」の呼稱の違いは、約めて言ったものか、あるいは下詔時の「制目」と試験時の「試目」の違い、ということかもしれない。(「制目」と「試目」については、『唐代試策考述』247-262頁を参照。)このことは、謁見時期の問題にからんで、あとでふたたび考えてみることにしたい。

王維「送高道弟耽歸臨淮作(座上成)」(『王摩詰文集』卷9)

…聖主詔天下、賢人不得遺。公吏奉繻組、安車去茅茨。君王蒼龍闕、九門十二達。群公朝謁罷、冠劍下丹墀。  
野鶴終踈踈、威鳳徒參差。或問理人術、但致還山詞。…

李白「答杜秀才五松山見贈」詩（『李太白文集』卷17）

昔獻長楊賦、天開雲雨歡。當時待詔承明裏、皆道揚雄才可觀。：聞君往年遊錦城、章仇尙書倒屣迎。飛牋絡

繹奏明主、天書降問迴恩榮。骭髀不能就珪組、至今空揚高道名。：

天寶元年の頃、「高道」科の擧人があつたことを示す資料は他にも見つかる。王維「送高道弟耽歸臨淮作（座上成）」は「高道」科に應じた弟、すなわち王姓の耽なる後輩が、選拔を終えて故郷に歸るのを送った作。従來この「高道」の意味が判然とせず、人名かと思われていた。科擧の科目とし、そのひとの稱號として用いられている、とすることで、疑問は解消する。詩は三部に大別され、中間十二句が皇帝謁見の模様を寫す。「このとき天子は世の遺賢を召し出すむね詔を下し、車を設えて鄭重に迎えられる。天子の居る蒼龍の宮闕は九門に閉ざされた宮城のなか十二の大道に區切られた長安の深奥部、群公の朝謁がかわり戴冠佩劍の群臣が朱塗りのひろげに控える。そのなかを離群の鶴のように進み出るがあしどりはおぼつかず鳳凰のふぞろいの翼はいたずらに垂れたまま、ひとびとを理める術を問われたがただ山に還りたい旨を述べるばかり」敘述はかなり具體的である。詩題にある「臨淮」の地名は、天寶元年から乾元元年にかけて用いられたもの。王維は天寶元年春頃から四載にかけて宮廷で左補闕の官位にあつた。（陳鐵民『王維集校注』1997、393頁、同付録「王維年譜」1340-1353頁）

李白「答杜秀才五松山見贈」詩は、杜「秀才」に答えた作。自身が宮廷に仕えたことから語り起こして、途中で相手の経歴に言い及ぶ。「聞くところによるとあなたはむかし蜀に遊んだおり、當時劍南節度使であつた章仇兼瓊にもてなしをうけた。その推薦書が皇帝のもとに届き、徵召の詔がくだるといふ恩榮に浴した。しかしその不屈の志は授官を潔しとせず、いまに至るまでむなしく「高道」の名を揚げるのみだ」「高道」の箇所は、靜嘉堂と北京

圖書館に藏する北宋蜀刻本『李太白文集』のみこのように作り、南宋本をはじめとする他の諸本はすべて「高蹈」に作る。蜀刻本には類似した字形で意味の違う字を充てる誤りがまま見られるが、このことは刻工が字を識らないことを示すようで、その点「高道」の箇所については、意味を考えて改めることがなく、もとのテキストを忠実に傳えている、と考えるべきである。「高道」は、用例がきわめて少ない語で、例えば兩『唐書』までの正史には二例、『全唐詩』には岑參、王維詩の他に、四例を検索するのみである。「苗晉卿」祖夔、高道不仕（『舊唐書』卷113 苗晉卿傳）、「處士孫思邈者、精識高道」（同卷117 裴 傳）、「高道時坎珂」（『全唐詩』卷132 李頎「送蔡母三謁房給事」詩）、「若說君高道」（同卷53 姚鵠「寄贈許璋少府」詩）、「高道乍爲張翰侶」（同卷63 羅隱「送程尊師之晉陵」詩）、「見他高道人」（同卷86 寒山「詩三百三首」）この李白「答杜秀才五松山見贈」詩における「高道」は、科擧の科目でありそれが杜某の稱號として機能している、とすることで、はじめてよく意味が通じる。章仇兼瓊が劍南節度使の任にあったのは、開元二十七年から天寶五載まで。この間「高道」科の擧があったとするのに、時期に齟齬はない。なお、この詩の制作時期を諸家は天寶十三載754とする。

これらによれば、天寶元年の頃、「高道」科の擧人があったことは疑いない。岑參、王維、李白の詩のなかに描かれた隱逸型の人物類型から判断すれば、これはいわゆる「逸人の擧」に屬するものようである。「草堂集序」や李白の詩文に書かれた人物類型も同様のものであり、彼もこの擧に應じたとするのが最も自然な考え方である。とくに李白「答杜秀才五松山見贈」詩は、おなじ擧に應じていたひとをあとで知り、明暗が分かれたことを含みながら、ここにいたる互いの經歷をふりかえり友情を述べたものと、と解釋することで、作詩意圖がようやく明らかになると思われる。あのとときの選抜にあなたも参加していたのか、「奇遇だ」というわけである。李白が「高道」科に應じた決定的な證據とするには、まだ充分でないかもしれないが、きわめて有力な證據には違いない。なお、吳

筠もこの擧に應じていた可能性がある。權徳輿「唐中嶽宗元先生吳尊師集序」(『唐文粹』卷93、『文苑英華』卷704)に「天寶初、玄纁の鶴書もて、徴せられて京師に至る。希夷の啓沃を用て、玄聖に昭合す。度して道士と爲ることを請い、嵩丘に宅まう」と言う。「君主に申しあげた微かなことばは、聖人老子に吻合する」とは、應試のことかと思われる。この擧に應じた者は、可能性のある者をすべて含めれば、(王) 耽、杜秀才、李白、元丹丘、吳筠、樊端、嚴某、許某などとなる。

## II

## 制擧

一、概要…「天子自詔」「其爲名目、隨其人主臨時所欲」「不有常科、皆標其目而搜揚之」「試之日、或在殿廷」「天子親臨觀之」「文策高者特授以美官、其次與出身」

其制詔擧人、不有常科、皆標其目而搜揚之。試之日、或在殿廷、天子親臨觀之。試已、糊其名於中考之、文策高者特授以美官、其次與出身。(『通典』卷15選舉3)

所謂制學者、其來遠矣。自漢以來、天子常稱制詔道其所欲問而親策之。唐興、世崇儒學、雖其時君賢愚好惡不同、而樂善求賢之意未少怠、故自京師外至州縣、有司常選之士、以時而舉。而天子又自詔四方「德行」「才能」「文學」之士、或「高蹈幽隱」與其「不能自達」者、下至「軍謀將略」「翹關拔山」「絕藝奇伎」莫不兼取。其爲名目、隨其人主臨時所欲、而列爲定科者、如「賢良方正」「直言極諫」「博通墳典達於教化」「軍謀宏遠堪任將率」「詳明政術可以理人」之類、其名最著。而天子巡狩、行幸、封禪太山梁父、往往會見行在、其所以待之禮甚優、而宏材偉論非常之人亦時出於其間、不爲無得也。（『新唐書』卷44選舉志上）

制舉とは、天子がみずから詔をくだし、その時に必要な人材を臨時に招集するもので、さまざまな科目が設けられる。試験は、常科（進士、明經など）の場合と異なり、ときに殿廷において行われ、皇帝親臨のもとに文策が課される。常科が開元二十四年以降、禮部試となり、合格しても官吏任用資格（出身）を得られるのみであったのに對し、天子自詔の制科は、高第すれば即授官が可能であった。

科目は繁多（賢良方正）「直言極諫」「博通墳典達於教化」「軍謀宏遠堪任將率」「詳明政術可以理人」などは定番）だが、要するに「德行」「才能」「文學」の士であり、そのほか「高蹈幽隱」「不能自達」などがある。はては「軍謀將略」「翹關拔山」「絕藝奇伎」など。このように『新唐書』選舉志は、三つのカテゴリーに大別している。

二、目的…「國之急務、莫若求才」「頃者雖屢搜揚士庶、尙慮遺逸、更宜精訪、以副虛懷」「宜其博詢州里、明敷幽側、使管庫無遺、邁軸咸舉」

先天二年六月、詔曰、致化之道、必於求賢、得人之要、在於徵實。頃雖屢存賁帛、無輟翹車、而駿骨空珍、眞龍罕覯。豈才之難遇、將學或未精。且人匪易知、取不求備、瑰琦失於俗譽、韜晦嗟於後時。宜其博詢州里、明敦幽側、使管庫無遺、蕩軸咸舉。其諸州有「抱器懷才、不求聞達」者、命所在長官訪名奏聞。武勇者具言謀略、文學者指陳藝業。務求實用、以副予懷。(「登科記考」卷5)

天寶元年正月丁未朔、改元、大赦天下。詔曰、國之急務、莫若求才。頃者雖屢搜揚士庶、尙慮遺逸、更宜精訪、以副虛懷。其前資官及白身人中、有儒學博通及文詞秀逸、或有軍謀越衆、或武藝絕倫者、委所在長官、具以名聞薦。(同卷9)

制舉の目的は、國家の基礎となる人材を、漏れなく探し集めること。ことに才能がありながら「下僚に沈んだ者や、草澤に遺れられている者」など、通常の選抜にこぼれた有用な人材を、皇帝じきじきの命により、ひろくまなく拾い集めることにある。こうした考え方は唐代の詔制にひろくみられるが、玄宗即位直後や天寶改元直後の詔にもよくあらわれている。

### 三、受験資格…「現任官、前資官、出身人、白身人」

天寶元年正月、…其前資官及白身人中、有儒學博通及文詞秀逸、或有軍謀越衆、或武藝絕倫者、委所在長官、具以名薦。(同卷9)

開元二十九年正月、…其内外官有親伯叔及兄弟、并子姪中灼然有才術異能、風標節行、通閑政理、據資歷堪充刺史、縣令者、各任以名薦。(同卷8)

選抜方法は、通常、求める条件(例えば「儒學博通」「文詞秀逸」「軍謀越衆」「武藝絶倫」)に叶った人材を「所在長官」「諸道檢察使」「採訪使」などに推薦させるという仕方を探る。その際、受験資格として本人の身分(現任官、前資官、出身人、白身人など)の条件が設定される。天寶元年正月は「前資官、白身人」が可で、「現任官」は不可の例。あるいは推薦者の身分條項が加わり、例えば「内外官で、親戚に灼然たる才があり刺史縣令の任に堪える者を推薦せよ」(開元二十九)などという場合もある。また「白身人」のみを対象とする場合がある。開元二年の「哲人奇士、隱淪屠釣」科が一例、孫逖が合格した。つまり人材搜集の精度を高めるため、いろいろな条件を付け、いわば制度の「隙間隙間をめぐけて」網をかける。このような選抜を繰り返すことにより、要は「遺漏なきように」搜集するわけである。受験資格のさまざまなケースについては、王勳成『唐代銓選與文學』2001、254-267頁に詳しい。

四、不能自達…「恐草澤遺才、無繇自達」「草澤有文武高才、令詣闕自舉」

開元十五年、正月戊寅、制草澤有文武高才、令詣闕自舉。

五月、詔中書門下引文武舉人就中策試。於是藍田縣尉蕭諒、右衛曹曹梁涉、邠州柱國子張玘等對策稍優、錄奏。帝謂源乾曜、杜暹、李元紘等曰「朕宵衣旰食、側席求賢、所以每念搜揚者、恐草澤遺才、無繇自達。至如畿尉、衛佐、未經推擇、更與褐衣爭進、非朕本意」繇是唯以張玘爲下第放選、餘悉罷之。



九月庚辰、帝御雒城南門、親試沈淪草澤、詣闕自舉文武人等。(同卷7)

「草澤に沈淪する者の搜揚」はひとつの題目であり、理想であるが、これを實際に具現しようとする、彼らには推薦者が得られないことが多い。開元十五年の例では、「不能自達」者にみずから宮闕に赴いて「自舉」させよとの詔があった。この場合も受験資格は「白身人」である。しかし試験は、實際には無資格であるはずの現任官が合格してしまい、御意により差し戻し、再試験となった。

五、高蹈幽隱…「高蹈不仕」「逸人之舉、所以勵天下、激浮躁也」

天寶三載十二月、制曰、…朕惟熙庶績、博訪逸人、豈唯振拔滯淹、以期於大用、亦欲褒崇高尚、將敦於薄俗。虛佇之懷、兼在於此。其有「高蹈不仕、遁跡邱園」遠近知聞、未經薦舉者、委所在長官以禮徵送。(同卷9)

天寶四載五月、引見諸州「高蹈不仕」舉人。詔曰「君子之道、所以正心志、全貞吉也。逸人之舉、所以勵天下、激浮躁也。朕欽崇先訓、以道化人、思致棲真之士、用光咸在之列。是以頻降旌帛、冀空巖數、虛懷式佇、明發不忘。卿等來膺辟命、遠至城闕。周文多士、既叶於旁求、虞舜疇咨、亦在於僉議。爰命臺省、詢於道業。或善行無跡、名實難窺、或大器晚成、春秋尚富。津涯未測、輪奐何施。事且隔於行藏、道遂分於出處。其馬曾、常廣心、賀蘭迪等三人、宜待後處分。崔從一、王允貽、韓宣、胡祭、趙元獎等五人、年髣既高、稍宜優異、宜各賜綠衣一副、物二十段。餘并賜物十段。不奪隱淪之志、以成高尚之美。並宜坐食、食訖好去、仍依前給公乘

「還郡」數日、曾爲左拾遺、廣心、迪並爲金吾衛兵曹。(同卷9)

以上は、自薦他薦を問わず、いずれもみずから積極的に選に應じるひとびとを對象とした選抜であつた。これに對し、仕官の意志を示さない「不求聞達」者、「高蹈幽隱」者を對象とした選抜があつた。そのカテゴリーは「德行」の士、と「隱逸」者に大別できる。後者「逸人の擧」の意義については、詔のなかに「天下のひとびとを勵ますためだ」と明言されている。このように見えてくると、制擧の眞の意義は、實際の役に立つ人材を得る實質面での利益よりも、通常の選に漏れた者や失職者、その選に及ばないような社會の下層にまで、皇帝がじきじきに「恩澤を垂れる」ことによつて、ひとびとを體制に参加させ支配をより強固ならしめる、というところに求められる。「逸人の擧」は、こうしたもくろみが制度のなかに象徴的なたちをとつて組み入れられたもの、と考えることができる。

## 仕官の途

尙書省

「常科(進士、明經)」「郷試—省試(禮部) ↓ 「出身」 ↓ 銓選(吏部) ↓ 任官

中書省(天子自詔)

— →

「制科」各州郡長官等推薦—親試—甲科登第—↓任官—

乙科登第—↓與「出身」(官吏取得資格)

選舉制度を受験者の側から見ると、仕官をめざすには通常、禮部試である科擧の常科(進士、明經など)を受け、官吏任用の資格(出身)を取得したあと、一定の銓限(三年)を守り、吏部の銓選を経て任用に至る、というのがもっとも着實な途である。その過程で任官を急ぐなら、天子自詔の制擧を受けるという途がある。しかし、難關である進士を経て、さらに銓限を守り、銓選に臨む、ということが當人にとって困難であると判断された場合は、直接制科に應じるという方途もある。杜甫や元結は常科の他に制科(天寶六「通明一藝已上」)にも應じている。また高適は常科には應じず制科を二度受験して「有道」科(天寶八)に合格、任官した。そのほか獨孤及は「洞曉玄經」科(天寶十三)に合格して任官した。高適のように、通常の行き方(常調)を軽んじて制科に應じる、という風潮があったことは、高適や岑參の詩に見えるところである。

① ……幾載困常調、一朝時命催。白身謁明主、待詔登雲臺。…。(高適「宋中遇劉書記有別」詩、孫欽善『高適集校注』1984、11頁)

② 憶昨相逢論久要、顧君哂我輕常調。…幸逢明聖多招隱、高山大澤徵求盡。此時亦得辭魚樵、青袍裹身荷聖朝。…。(高適「留別鄭三章九兼洛下諸公」詩、『高適集校注』168頁)

③ 夫子傲常調、詔書下徵求。知君欲謁帝、秣馬趨西周。…伯父四五人、同時爲諸侯。…(岑參「冀州客舍酒酣贈王綺寄題南樓(時王子應制擧欲西上)」詩、『岑參集校注』22頁、『岑參詩集編年箋註』45頁、劉開揚注、開元二十九年

正月、又詔曰「…内外官…子姪中灼然有才術異能…各任以名薦」…當卽此詔

④ 適性拓落、不拘小節、恥預常科、隱迹博徒、才名自遠。…〔河岳英靈集〕卷上、高適評〕

①高適「宋中遇劉書記有別」詩は、比較的早い時期に作られたと推定される作。送別する相手「劉書記」の経歴について「何年も常調に苦しめられたが、あるとき皇帝じきじきの命が下った。自身身分で明主に拜謁し、詔を待つて宮中に職を授かった」と言う。②高適「留別鄭三韋九兼洛下諸公」詩は、自身が制科に合格し赴任するときの作。送別する相手「鄭三」ないしは「韋九」に對して、「わたしが常調を軽んじているのを笑ったことがあったね」と言う。③岑參「冀州客舍酒酣貽王綺寄題南樓（時王子應制舉欲西上）」詩は、制舉（開元二十九）に應ずる「王綺」に贈った作。「あなたは常調を軽く見ていたが、いま徵求の詔が下った」と言う。また④『河岳英靈集』高適評は、彼が「科擧の常科にあずかるのを恥とした」と言う。彼ら（高適、劉書記、王綺）が常科から入る通常の方途を採らないのは、能力をも含めて合格の可能性が低いということだろうが、積極的な理由としては、制擧が皇帝の直接選抜であるという名譽がひとつ、それに加えて合格即授官が可能であったという條件に眞の意圖があったであろうことは想像に難くない。ただしその場合、「甲科登第」が必須であり、次點の場合は官吏任用資格「出身」が與えられるのみである。（『文策高者特授以美官、其次與出身』『通典』）合格でもこのふたつの間には天と地ほどの違いがある。高適が合格後與えられた地方縣尉の職を任期満了前に放棄したのは、そこからの出世に見切りをつけたということであろうが、そもそも制擧受験は中央勤務の美官を得て出世コースに乗ることを意圖してのものだったということが根本的な要因としてあったであろう。なお、このことに關しては、川口喜治「杜甫「送高三十五書記」詩の制作をめぐる」（『山口縣立大學國際文化學部紀要』第9號、2003）に詳しい考察がある。

自身人の制舉登科後の授官状況については『唐代銓選與文學』260-262頁に詳しい考察がある。そこでは制科で出身を與えられた者の處遇について、これも「守選」の必要があっただろうが、資料がない、と言う。

### 「逸人李白」と周圍のひとびと

- ① ……一昨於山人李白處奉見吾子移文、……近者逸人李白自峨眉而來、爾其天爲容、道爲貌、不屈己、不干人、巢由以來一人而已。……(李白「代壽山答孟少府移文書」卷26、開元十五年727)
- ② ……昔與逸人東巖子、隱於岷山之陽、白巢居數年、不跡城市。……廣漢太守聞而異之、詣廬親覩、因舉二人以有道、並不起。此則白養高忘機、不屈之跡也。……(李白「上安州裴長史書」卷26、開元十八年730)
- ③ ……傳曰、舉逸人而天下歸心。……(李白「爲宋中丞自薦表」、至德二載757)
- ④ ……唐高士李白……(李華「故翰林學士李君墓誌序」卷1)

李白の場合、高適らのような通常の制舉受験者とはまたすこし違ったケースである。早期に書かれた文章では自身を隱逸者のように言い、「逸人の舉」を意識していたふしがある。①「代壽山答孟少府移文書」は、出蜀して安陸の壽山に隱棲したときの作。孟少府なる人物からの、恐らく逸人捜求を趣旨とする移文に對し、壽山が返答するという趣向で答えたもの。そのなかで李白は、達すれば兼ねて天下を濟い、窮すれば獨り一身を善くする、という信條を言う。要するに手の込んだ自薦の文章である。そこには「山人李白」「逸人李白」と稱している。おなじく

安陸時代に書かれた②「上安州裴長史書」では、蜀にいたころ「逸人東嚴子」と岷山に隠れ、「有道」科に推舉されたが辭退した、と言う。晩年の自薦文③「爲宋中丞自薦表」では、都の官職を求めるにあたり、『論語』のことばをなぞりつつ「逸人を舉ぐれば天下は心を歸す」と、みずからを隱者に比況している。④李華「故翰林學士李君墓誌序」は、李白のことを「高士」と呼んでいる。とはいえ、このような隱逸者としての側面は彼の生活のうち一部分をなすにすぎない。

	李白「送友人」還山詩（24首）		彙	繫	安	郁
511	送韓準裴政孔巢父還山	736			740	
527	送賀監歸四明應制	744			744	
532	送賀賓客歸越	744			744	
541	送于十八應四子舉落第還嵩山	744			744	
◎ 215	西岳岳雲臺歌送丹丘子	744			743	745
224	白雲歌送劉十六歸山	744			744	743
566	白雲歌送友人（Ⅱ 224）					
534	送裴十八圖南歸嵩山（一）	744			744	743
535	送裴十八圖南歸嵩山（二）	744			744	743
◎ 557	送蔡山人	744			744	
551	奉饒高尊師如貴道士傳道籙畢歸北海	745			744	



李白周圍の隱逸者たちについては、彼の詩文が多くを伝える。友人が山に還る際に送られた詩もひとつの手がかりである。これは李白の長安體驗以降に形成され、とくに在京時と離京直後に集中する。そもそもこれが山居の友人を「都で」送別するという、ジャンルとしての成り立ちをもっているからである。ここにはさまざまの理由で都に出てきた隱逸者たちが、目的を達するにせよ達しないにせよ都をあとにする状況があらわれている。彼らが都に來る理由はさまざまだが、受験もそのひとつ。それがどのような試験なのか、はっきりとわかるものは多くないが、いくつかは「逸人の擧」に應じたとみられるひとへの作である。(◎215「西岳雲臺歌送丹丘子」、557「送蔡山人」、559「送楊山人歸嵩山」、221「鳴皋歌送岑徵君」、563「送岑徵君歸鳴皋山」) 数は五首ほどであるが、同時代の詩人のなかではもっとも多く、他にあまり例を見ない。そのほか道擧に應じたひとへの作もある。(541「送于十八應四子擧落第還嵩山」) つまり、李白の交友の範圍内では「逸人の擧」がとくに出世の方途として特殊なものであったわけではない。新舊『唐書』の隱逸傳に傳記が立てられるようなひとは、こうしたひろい裾野のなかのとりわけ顯著な例と考えるべきであろう。

盧鴻一：隱於高山。開元初、遣備禮再徵不至。五年、下詔：鴻一赴徵。六年至東都、謁見不拜。…奏曰「…禮者忠信之所薄、不足可依。山臣鴻一敢以忠信奉見」上別召升內殿、賜之酒食。詔曰「…爰擧逸人、用勸天下。特宜授諫議大夫」鴻一固辭、又制曰「…傳不云乎、擧逸人、天下之人歸心焉。…宜以諫議大夫放還山。歲給米百石、絹五十匹、充其藥物、仍令府縣送隱居之所。若知朝廷得失、具以狀聞」(『舊唐書』卷199隱逸傳)

司馬承禎：則天聞其名、召至都、降手敕以讚美之。…景雲二年、睿宗令其兄承禎就天台山追之至京、引入宮

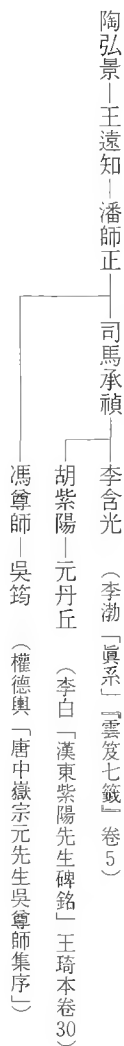


中、問以陰陽術數之事。承禎對曰：「睿宗歎息曰「廣成之言、卽斯是也」：開元九年、玄宗又遣使迎入京、親受法錄、前後賞賜甚厚。：十五年、又召至都。(同上)

いま『舊唐書』隱逸傳に採られた二十人(王績、田遊巖、史德義、王友貞、盧鴻一、王希夷、衛大經、李元愷、王守愼、徐仁紀、孫處玄、白履忠、王遠知、潘師正、劉道合、司馬承禎、吳筠、孔述睿、陽城、崔觀)のうち、時代の近い盧鴻一(『新唐書』卷196作「盧鴻」)について言えば、彼は再三の招きに應じないことによって名が揚がり、ついにはとくに催促する旨の詔が下る。謁見の際にはわざと拜禮をしないようなスタンドプレーによってさらに印象づけられる。

また道教茅山派の道士たちが多く名をつらねていることにも気づく。李白の友人、元丹丘もその末流に連なるひとりである。李白本人も北海の高如貴なる人物に道録を授かった。〔草堂集序〕、「奉饒高尊師如貴道士傳道錄畢歸北海」卷15、「訪道安陵遇蓋寰爲予造眞錄臨別留贈」卷9)李白の傳記がこうした隱逸者たち、とくに茅山派道士たちの書き方に類似しているのは、道教による繋がりが意識されているよう。皇帝と對等の關係をもつのは陶弘景以來の宗師の傳記に顯著な書き方である。ただし皇帝に名指して招かれた著名な隱逸と異なつて、李白の場合は多人數による「選拔」の要素が、傳記の書き方に影を落としている。

### 茅山派法脈圖



\*權德輿「唐中嶽宗元先生吳尊師集序」は、『全唐文』卷489、『道藏』726冊太玄部、尊による。『唐文粹』卷93と『文苑英華』卷704では「王遠知から馮尊師を経て吳筠まで五代」と言う。

### 逸人の擧

「搜集遺逸」は制擧一般について用いられる表現であり、純正の「逸人の擧」を詔の文面から見分けることはむずかしい。より確かなしるしは「不求聞達」や「以禮徵送」などの文言が見えることである。いま『登科記考』によつてそれらしいものを拾うと以下のようになる。

#### 太宗

貞觀八 正月「若有宏材異等、留滯末班、哲人奇士、隱淪屠釣、宜精加搜訪、進以殊禮」

貞觀十一 四月「其孝弟淳篤、兼閑時務、儒術該通、可爲師範、文詞秀美、才堪著述、明識治體、可委字民、並志行修立、爲鄉里所推者、擧送雒陽宮、各給傳乘、優禮發遣」

#### 高宗

永徽七 十月「宜令河南河北、江淮以南州縣、或緯俗之英聲馳管樂、或濟時之器價軼蕭張、學可帝師材堪棟輔者、必當位之不次、可明加採訪、務盡才傑、州縣以禮發遣」

#### 玄宗

先天二 六月「其諸州有抱器懷才、不求聞達者、命所在長官訪名奏聞」

開元五 二月「有嘉遜幽棲、養高不仕者、州牧各以名薦」

開元十一 十一月「其諸色人中、有懷才抱器、未經薦舉（『唐大詔令集』作、不求聞達）者、委所在長官審訪、擇其名錄奏」（『冊府元龜』『唐大詔令集』）

開元二十七 正月「令諸州刺史舉德行尤異、不求聞達者、特乘傳赴京」

同 二月「草澤間有殊才異行、文堪經國、為衆所推、如不求聞達者、所繇長官以禮徵送」

\*天寶元 「高道」（『唐代試策考述』唐代制舉科目年表）

\*天寶二 「高道不仕」（『登科記考補正』引『登科記考』正補）

天寶三 十二月「其有高蹈不仕、遁跡邱園、遠近知聞、未經薦舉者、委所在長官以禮徵送」

天寶四 五月「引見諸州高蹈不仕舉人」

天寶十三 二月「其士庶間衆推孝弟累代義居、高尚確然隱遁巖穴者、委採訪使博訪聞薦」

### 肅宗

至德三 四月「草澤及卑位之間、有不求聞達、未經推薦者、有一藝已上、恐遺俊乂、令兵部吏部作徵召條目奏聞」

### 代宗

寶應二 十二月「宜令行在側近府州長官、搜舉遺逸、其有懷才抱器、高蹈不仕、精加訪擇、必以名薦、仍須以禮資遣、送赴行在、賁於邱園、待以郎署」

以下省略

このほかにも『唐大詔令集』卷106貢舉に、年號を付さないが前後の配列等から開元年間のものと推測される「處分高蹈不仕舉人敕」がある。なお漏れているものも少なからずあるだろうことが察せられる。時代によつて資料の遺りに違いがあり、一概に他との比較はできないが、玄宗期において「逸人の擧」がしばしばなされたことは見てとれる。科目は大別して「抱器懷才」と「高蹈不仕」とがあり、「不求聞達」の表現は前者に用いられているが、嚴密な使い分けがあるかどうかはわからない。いずれにしても、これらは他の科目と異なり「禮を以て迎え、公乘を以て郡に還す」など、扱いが鄭重であるという特徴がある。「孝悌力田」科にもこの特徴は見られる。

逸人の擧は、「大赦」や「巡狩、封禪、行幸」などの慶事に付隨して行われることが多く、皇帝の恩澤を垂れる行事と位置づけられる。新たな皇帝の即位や年號改元などもその契機となるだろう。

天寶元年の「高道」科の實際をめぐる資料は他にないが、『唐大詔令集』所載、年代不詳（前後の詔が「開元三年四月一日張九齡」「開元二十九年九月」とありその間と推定）孫逖起草「處分高蹈不仕舉人敕」と、天寶四載「處分制舉人敕」という、ふたつの「高蹈不仕」に関する詔勅から、いくらかのことがわかる。

「處分高蹈不仕舉人敕」孫逖（『唐大詔令集』卷106貢舉）

敕、古之賢君、貴重眞隱者、將以勵激浮躁、敦厚風俗。傳不云乎、舉逸人、天下之人歸心焉、蓋謂此者。朕  
 緬稽古訓、思弘致理、以爲道之爲體、先崇於靜退。政之所急、實仗於賢才。是用求諸巖薮、假以軺傳、虛佇之  
 懷、亦云久矣。卿等各因旌賞、來赴闕庭、誠合盡收、以光是擧。然孔門荷篠、唯數七人、商山採芝、空傳四老。  
 今之應辟、其數頗多。朕頃緣幸湯、粗令探蹟、或全誠抗跡、固辭避於呈試、或含光隱器、不耀穎於文詞。未測  
 津涯、難於處置、語默之際、用捨遂殊。其弟子春等、並別有處分。自餘人等、宜各賜物十段、用成難進之美、

以全至高之節。宜皆坐食、食訖好去、仍依前給公乘還貫。其華陰郡李尚等十六人、雖所舉有名、或稱疾不到、宜令本部取諸色官物、各賜二十段、以充藥物之資。

〔處分制舉人敕〕（『唐大詔令集』卷106制舉、『册府元龜』卷98帝王部、徵聘、「天寶四年五月、引諸州高蹈不仕舉人見、詔曰：」、『登科記考』卷9）

敕、君子之道、所以正心志、全貞吉也。逸人之舉、所以勵天下、激浮躁也。朕欽崇先訓、以道化人、思致栖眞之士、用光咸在之列。是以類降旌帛、冀空巖藪、虛懷式佇、明發不忘。卿等來膺辟命、遠至城闕。周文多士、旣叶於旁求、虞舜疇咨、亦在於僉議。爰命臺省、詢於道業。或善行無跡、名實難窺、或大器晚成、春秋尚少。津涯未測、輪輅何施。事且隔於行藏、道遂分於出處。其馬尚會（馬會）、常廣心（嘗廣心）、賀蘭迪（賀蘭迪）等三人、宜待後處分。崔從一、王元瞻（王允貽）、韓宣、胡貫（胡祭）、趙元獎等五人、年鬢既高、稍宜優異、各賜綠衣一副、物二十段。餘並賜物十段。不奪隱淪之志、以成高尚之美。並宜坐食、食訖好去、依前給公乘還鄉。

〔『册府元龜』數日、曾爲左拾遺、廣心、迪並爲金吾衛兵曹〕

詔勅の書き方はおなじである。『論語』に言うように逸人の舉は天下の心を歸せしめる所以であり、古の例に則つていま隱者を致そうとすること。その結果、多くの才能ある士がここに集ったこと。選抜には困難がともない處置がむずかしいが、それでも合否の差が生じること。これらを述べたあと、合格者の名を読みあげ、追つて沙汰がある旨を言う。その他は、隱淪の志を奪わないという名目のもとに、賜物を與え放還する、と言う。そもそも仕官の意志を示さないひとを選抜にかけ、試験を課すというのは矛盾した話だが、しかしこうして「いやいや」ながら

集ったひとびとに對しても、なんらかの方法によって優劣をつけねばならない。しかも見なければならぬのは、修養や道義といった内面の價值であり、そもそも測りがたいものである。こうした特異な選抜仕方と、それにまつわる難しさという問題が、詔の文面にあらわれていることは興味深い。前者の詔では「選抜に赴くことを固辭する者や、内面の價值が文辭にあらわれず人物を判断しがたい者」がいたという。また後者では「各省廳に命じて修養度合いを調査させた」ともいう。これらによると、詳細ははっきりとわからないものの、關係機關によりその人物について調査がなされたこと、その際に面接による口述、あるいは文章が判断材料とされたこと、などが察せられる。これは李白詩文の「心を剖き丹を輸して胸臆を雪ぐ」〔從駕溫泉宮醉後贈楊山人〕や「五府交ごも辟すも、聞達を求めず」〔爲宋中丞自薦表〕、王維詩の「或もの理人の術を問うも、但だ還山の詞を致す」〔送高道弟耽歸臨淮作〕等のことばと照應する。

引見の参加者は、前者の例で「頗る多し」とするが、具對數はわからない。ただ、「リストに名前があるものはあるだろう。そのうち一部、前者では弟子春らが合格、別に處分ある旨を言い渡される。残りは賜物を與えて放還。その際に食を賜り、公乗を給せられる。後者では三人が合格。名前は馬尙會（馬會）、常廣心（嘗廣心）、賀蘭迪（賀蘭迪）。放還者のうち五人、崔從一、王元瞻（王允貽）、韓宣、胡賁（胡祭）、趙元獎がやや好い待遇となり、綠衣が授與される。綠衣は六品七品の着衣。もとより形式的な授官のふりだが、八品九品の青衣よりひとつ上を授與したというところか。合格者の處分は、左拾遺（從八品上）一人、金吾衛兵曹（從八品下）二人である。

そのほか、前者の例で、病を稱して來なかつた者には來た者に倍する賞賜があったことが目を引く。來た者が賜食にあずかる分を加味して、來なくても同等の扱いをするということか。この舉人の、君主の裝飾物としての性格

がよく表れていよう。

以上から「草堂集序」などに書かれた皇帝謁見の記述は、親試の際を述べたのではなく、處分が與えられる際のものである可能性が高い。この謁見の記述は、いつ、どこで、どのような場になされたものを用うのか。

### III

#### 時期の特定

關係事跡

天寶元年

正月丁未朔 玄宗、勤政樓で朝賀を受ける。天下に大赦し、改元。下詔「前資官及白身人中、有儒學博通及文詞秀逸、…委所在長官、具以名薦」

四月 李白、泰山に遊ぶ。「遊太山六首（一作天寶元年四月從故御道上太山）」卷17

（高道科の下詔）

七月三日 岑參詩、「高道」科「飛詔下林丘」

秋 李白、南陵で詔を受け取る。

①「南陵別兒童入京」卷13「白酒新熟山中歸、黃鸝啄黍秋正肥。…余亦辭家西入秦」

②「別內赴徵」卷24「王命三徵去未還、明朝離別出吳關」

九月庚申（十八日） 花萼樓で文武舉人の親試。

十月 文武舉人の處分。

十月丁酉（二十六日） 玄宗、驪山に行幸。

十一月己巳（二十八日） 還宮。

天寶二年

正月辛丑朔 玄宗、含元殿で朝賀を受ける。

十月戊寅（十三日） 玄宗、驪山に行幸。

十一月乙卯（二十日） 還宮。

十二月乙酉（二十日） 賀知章、道士となって歸郷することを請う。

天寶三載

正月丙申朔 玄宗、含元殿で朝賀を受ける。

正月庚子（五日） 玄宗、長樂坡で賀知章送別の宴を催す。このあと李白、陰盤驛で賀知章を送別する。

〔陰盤驛送賀監歸越〕詩、〔敦煌唐寫本詩選殘卷〕

李白は天寶元年に入京し、一年餘の宮廷生活ののち天寶三載に離京した、と考えられている。招集の詔を、彼は



秋に「南陵」で受け取った、という。「南陵」とは、宣州南陵ではなく、東魯地方にあった場所であるらしい。『李白全集校注彙釋集評』2338頁、竺岳兵「南陵」考辨、『中國李白研究』1991年集1993、310-324頁。岑參が天寶元年七月三日に天下を巡っていたと傳える詔が東魯の南陵に届くには、しばらく時間を要する。その時差を考慮に入れて、時期に齟齬はない。南陵を秋のたけなわに發つて（黄鸝 黍を啄みて秋正に肥ゆ）①「南陵別兒童入京」詩）長安に着くのは急いでひと月、餘裕をもてはふた月ほど。とすると、入京は晩秋九月から初冬十月のあたり。李白の謁見は、玄宗の驪山行幸前であるとすると、早くて九月の中旬から、十月二十六日まで、ひと月餘の間。その間に關係機關の詮議を経なければならぬとすると、この日程にはやや無理がある。通常、制舉は下詔から試験を経て合否の發表まで半年以上を要する。「高道」科の詔が發せられた正確な期日はわからないので確かなことは言えないが、「逸人の舉」である天寶三、四載「高蹈不仕」科の例（前年十二月下詔、翌年五月引見）を勘案すると、ここでも謁見は玄宗が還宮したあと、十二月以降と考えた方がよさそうである。とすると、李白が驪山に扈從した際の「侍從遊宿温泉宮作」卷18、「從駕温泉宮醉後贈楊山人」、「温泉侍從歸逢故人」卷8を天寶元年に懸ける最近の通説は再考を要する。（郁賢皓『李白選集』142-144頁、安旗『李白全集編年注釋』430-435頁）玄宗は翌年にも十月十三日から十一月二十日まで驪山行幸を行っており、このときとすべきか。詹鏐『李白詩文繫年』は天寶二年としていた。『李白全集校注彙釋集評』は、天寶元年十月、二年十月、三載正月のいずれかだ、と特定していない。「從駕温泉宮醉後贈楊山人」詩や「東武吟」Ⅱ「還山留別金門知己」詩で、謁見の後すぐに扈從の記事が繋げられるのは、實際の時間においてふたつの事柄が繼起して起こっているという印象を與え、そのことが三首を天寶元年作とする一因にもなっていたであろう。しかしこれは、自身が體驗した華やかな公式行事としてふたつのトピックが選ばれ特筆されたもので、實際の時間とはまた別のことであり、これを根據にすることはできない。

## 場の特定

この謁見がどこで、どのような儀式のなかで行われたかについて、確實なことは言えないものの、李白と王維の詩文をもとにある程度の考察が可能である。李白の「草堂集序」では、玄宗皇帝とわたしの關係を言うことにおもに力点があり、周圍の様子はあまり傳わってこない。「贈従弟南平太守之遙」詩では、群臣が萬歳した、明主が沈淪を収めたのを拜賀した、とやや周圍の様子が窺える。王維「送高道弟耽歸臨淮作」では、群公の朝謁がおわり、戴冠佩劍の群臣が見守るなか、(王)耽は君主の前におすおすと進み出る。「野鶴終に踉蹌、威鳳徒に參差」これは、想像の表現ではなく、王維がその場に居合わせて、実際に見たことを述べたもののように見受けられる。王維は天寶元年、二年の際には宮廷で左補闕の任にあった。兩者の詩にはいずれも、大勢の參列者があること、ある程度のひろさを持つ空間であること、朱塗りの庭であること、などが言及されている。

當時の王朝儀禮はさまざまものがあつたが、皇帝親臨のもとに正殿で行われる主要なものは朝會儀禮である。朝會儀禮は、①五日ごと、五品以上の常參官と供奉官により、②毎月一日と十五日朝、在京九品以上の官僚により、太極殿で、③冬至と元日、在京九品以上の官僚、地方や外國からの使節團により、太極殿でなされるものがある。開元二十年に成立した『大唐開元禮』は、朝會儀禮の舞臺をこのように太極宮に設定しているのだが、実際にはこの當時、それらは大明宮の、それぞれ①紫宸殿、②宣政殿、③含元殿でなされていたのだという。(渡邊信一郎『天空の玉座』1996、107頁、166-167頁) 王維詩に「群公朝謁罷り、冠劍 丹墀に下る」とあること、及び王維

の左補闕という品階（從七品上）から推すと、彼が参加するのは②「朔望朝會」と③「元會儀禮」である。時期を勘案するならば、この謁見の場は、十二月以降の大明宮「宣政殿」で行われた「朔望朝會」か、あるいは天寶二年正月元日に大明宮「含元殿」で舉行された「元會儀禮」である。前年冬至の大朝會は玄宗が驪山行幸中のためにキヤンセルされ、この正月の大朝會が行われた。假に李白が九月中旬までに入京できたとするならば、十月一日の朔日朝會、あるいはその半月後、という可能性も無ではない。ここで李詩の表現を参照すると、「龍顏一解四海春なり、：拜賀す明主の沈淪を收むるを」（「贈從弟南平太守之遙」）の「四海春」「拜賀」ということは、新春の元會儀禮であることを思わせる。「帝に謁し觴を稱し御筵に登る」（「玉壺吟」）の「稱觴」「登御筵」ということも、元會儀禮の「會」の儀であることを思わせる。これが天寶二年正月、含元殿における元會儀禮の場であると見て、ほぼ間違いない。とすると天寶二年の「高道不仕」科は、前年の下詔から處分が本年にまたがったもの、と考えてよい。

「元會儀禮」については『大唐開元禮』卷97「皇帝元正冬至受群臣朝賀」に詳細な記載がある。いまその儀禮次第を略述すると以下のとおりである。（渡邊信一郎「唐代の元會儀禮」『大唐開元禮』「皇帝元正冬至受群臣朝賀」譯注稿）  
 『帝國システムの比較的研究』1998参照）

當日（一）王公、群臣、諸親、朝集使、藩客は東西朝堂に集合し、所定の服を着用。侍中、版奏「請中殿」。（二）群臣、客使等、東西朝堂の門外位に整列待機。四品以下の官人、諸親、客使は殿庭内の位置に就く。侍中、版奏「外辨」。（三）皇帝、袞冕を服し、輿輦にて出御、御座に即く。（四）王公以下、諸客使等、順次殿庭に入り所定の位置に就く。全員再拜。上公、脱烏、解劍して升殿、御座の前で賀詞奏上「某官臣某言、元正首祚、景福惟新、伏維開元神武皇帝陛下、與天同休」。群臣、諸客使等、全員再拜。侍中、詔を承け、階段を降りて、稱す「有

制」。全員再拜。宣制「履新之慶、與公等同之」。全員再拜、舞蹈、萬歳三稱。また再拜。(五) 諸州鎮の上表文、瑞祥報告は案に納め、それぞれ右延明門、左延明門の外で待機。諸州貢物は太極門東西廂に陳列。諸藩貢物は藩客が携える。(六) 上公の賀詞奏上後、中書令は上表文を、黃門侍郎は瑞祥を奏上。(七) 侍中宣制、全員再拜後、戸部尚書は東西階間で北面奏請「戸部尚書臣某言、諸州貢物、請付所司」。侍中、稱す「制曰可」。禮部尚書は東西階間で北面奏請「禮部尚書臣某言、諸藩貢物、請付所司」。侍中、稱す「制曰可」。太府、それらを受領、退出。典儀曰く「再拜」。(八) 北面位の者、退出。上公、退出。侍中、稱す「侍中臣某言、禮畢」。皇帝、退出。東西面位の者、退出。

以上は儀禮進行の大筋だが、このほかに樂隊の配置や文武百官等の立ち位置、奏樂の次第、行歩や拜禮の仕方などが詳細に記されている。樂隊は殿庭の前方に、指揮臺は殿上に配置する。介公、鄺公は中央御道の西に北面して立つ。三品以上は文官が殿庭の東、武官が御道を隔て介公鄺公の西に、それぞれ北面して立つ。四品五品はその脇に、おなじく文官が東に西面して、武官が西に東面して、品階上位の列を北にして立つ。六品以下は南へと順次列を續ける。諸州朝集使は、都督、刺史、三品以上で東方南方の者が文官三品の東に、西方北方の者が武官三品の西に、北面して立つ。四品以下の朝集使はそれぞれの方位に従い、文武當該官品の下位に西面、あるいは東面して立つ。諸親は四品五品官の南。諸方藩客は、三等以上で東方南方が東方朝集使の東に、西方北方が西方朝集使の西に北面して立つ。四等以下は、それぞれの方角に従い、六品官の朝集使の下位に西面、東面して立つ。皇帝が出御すると太樂令の合圖により「黃鍾の鐘」が撞かれ、右五鐘が應じ、協律郎の指揮により「太和の樂」が奏される。上公の入場時には「舒和の樂」が奏される。全員位置に就くと典儀が「再拜」と曰い、贊者が承傳して群官が再拜する。上公は、解劍席で靴を脱ぎ、跪いて劍を解き、拜伏して立ち上がり、升殿する。賀詞を稱して戻ると、また全

員再拜。皇帝退出にあたっては「蕤賓の鐘」左五鐘と「太和の樂」が行われる、などなど。

「朔望朝會」については、おおまかな儀禮次第が『新唐書』卷23上、儀衛志上に記されている。こちらは當時「宣政殿」において実際に行われていたことをもとにしており、「元會儀禮」を見る際にも参考になる。その内容を要約すると、當日、文武兩官が衣服を正し點呼を終え、含元殿兩腋の東西朝堂に隊列を整える。夜明けとともに、監察御史を先頭に通乾門（東）、觀象門（西）にそれぞれ至り、文官は宣政門の東から、武官は西から殿庭に入場する。宰相、兩省官は香案の前に班列をそろえ、百官は殿庭の左右に班列をそろえる。侍中が「外辨」を奏すると、皇帝が西序門より歩み出て御座にのぼる。左右金吾將軍のひとり「左右廂内外平安」を奏す。通事舍人に導かれて宰相と兩省官が再拜、升殿する。朝謁が終わると、皇帝は東序門より退出、しかる後に放仗となる。

應制舉人の引見や處分が朝會儀禮の儀式次第にどのようなように組みこまれるのか、またその場合、彼らは殿庭のどの位置に立っているのか、これらの史料には記載がなく、はっきりとしたことはわからない。郷貢進士であれば、朝集使に従って殿庭で朝賀に参加していたが、ここではさしあたり、賀詞の奏上、貢物瑞祥の奏上、受領に引き續き、「高道」舉人の引見と處分がプログラムに組み入れられていたと考えておく。王維詩には「群公 朝謁罷り、冠劔丹墀に下る」とあった。いま王維の詩を、『大唐開元禮』の記述に照合してみると、その場の状況がやや明らかになってくる。奏樂とともに皇帝出御、上公の升殿、賀詞奏上、侍中宣制。群公の朝謁が終わわり、戴冠佩劔の群臣が含元殿の殿庭にかしこまる。その数は在京九品以上の官人といえは二千六百人、朝集使や藩客を加えて三千人以上。これを儀仗兵九千數百人が取り圍み、總勢一萬五千人に及んだという。（『天空の玉座』166頁）そのなかには（王）耽の姿も見える。彼はあたかも野鶴のようなたたずまいで超然としているが、整った隊列においてはいかにも窮屈そ

うであり、整然と行われる行歩や拜禮の所作に慣れていない。王維は殿庭の東南の隅からこうした儀式の一部始終を見ていたはずだ。左補闕、從七品上の立ち位置は、殿庭東側後方、西面位。皇帝出御より前にあらかじめ殿庭に就き、退出も皇帝よりあとになる。「高道」舉人が假に三品以上の扱いであるとすると、皇帝出御のあと殿庭に入り、北面位に就くことになる。

一方、この「高道」舉人の列のなかにはもうひとり、李白がいた。彼がよく覺えているのは、玄宗皇帝の和らいだ顔だ。「君王 顔色を賜い、聲價 煙虹を凌ぐ」（「東武吟」＝「還山留別金門知己」詩）、「天門九重 聖人に謁し、龍顏一解四海春なり」（「贈從弟南平太守之遙」詩）このように皇帝の嚴かな顔が、一變してなごやかに映つたのは、ほかでもなく直前に讀まれた處分の詔勅中に自身の名があつたからだ。詔勅宣讀の所作は、さきの上公賀詞奏上後、侍中宣制のところを參照すると、こうである。侍中が詔勅を受け殿庭に降り、群官と客使に「制有り」と言う。全員、再拜。侍中宣制。終わると全員再拜、舞蹈。萬歲三唱、また再拜。侍中もとの位置に還る。このうち「舞蹈」は渡邊氏によれば「皇帝の恩恵にたいする無上の歡喜と臣從を表現する身體儀禮」のことという。ただし、これは殿庭の全員に對する宣制についての所作であり、ここでの「高道」舉人に對する處分の敕の場合は、異なるところがあるかもしれない。詔勅の内容は、「逸人の擧」の意義にはじまって、處置の難しいことそれでも處置に違いが生じることを述べ、合格者の名を讀みあげる段にいたる。その他は高尚の美を全うするという名目のもと、賜物を與えて放還。というのは、「高蹈不仕」科について見たとおりである。ここでも内容に大差はないと考えてよいだろう。これを受けて殿庭の全員、數千人規模の參加者が一齊に再拜、舞蹈、萬歲三唱、再拜、となる。李詩の「形庭の左右 萬歲を呼び、拜賀す明主の沈淪を收むるを」（「贈從弟南平太守之遙」詩）とは、こうした狀況について述べたものにほかなるまい。

儀禮は、これで一半である。このあと「會」の儀が続く。『大唐開元禮』を参照すれば、朝賀の儀と同様に、参加者は東西朝堂に整列。皇帝出御、群臣升殿。ついで上壽禮、行酒禮、羞飯と賜酒。さらに皇帝退出、群臣退出、終了となる。李詩「帝に謁し觴を稱し御筵に登る」(「玉靈吟」)の「稱觴」とは、この行酒禮、羞飯賜酒の儀禮を述べたものである。また「草堂集序」の「輦を降り歩みて迎え、綺皓を見る如し」は、いくぶん粉飾があるが朝の場面を述べ、「七寶の牀を以て食を賜い…謂いて曰く卿は是れ布衣にして名は朕の知るところと爲る」は會の場面を述べているであろう。皇帝との距離が近いことからすると、李白は升殿していたと考えてよいであろうか。升殿者は介公、鄺公、ならびに三品以上の官、それに相當する朝集使、藩客等となっている。

## IV

## 翰林供奉

- …前翰林供奉李白…(李白「爲宋中丞自薦表」757)
- …白亦因之入翰林。…(魏顥「李翰林集序」761)
- …置于金鑾殿、出入翰林中。…(李陽冰「草堂集序」762)
- 故翰林學士李君…(李華「故翰林學士李君墓誌序」)

：故翰林學士李君：玄宗辟翰林待詔。：（劉全白「唐故翰林學士李君碣記」790）

韋執誼「翰林院故事記」（『全唐文』卷455）

翰林院者、在銀臺門內麟德殿西重廊之後、蓋天下以藝能伎術見召者之所處也。學士院者、開元二十六年之所置。在翰林之南、別戶東向。：開元初、：詔勅文誥、悉由中書、或慮當劇而不周、務速而時滯、宜有偏掌列於宮中、承導適言、以通密命。由是始選朝官有詞藝學識者、入居翰林、供奉別旨。：雖有密近之殊、然亦未定名。：至二十六年、始以翰林供奉改稱學士。由是遂建學士、俾專內命。：張垚：劉光謙等首居之。：張淑：張漸、竇華等相繼而入焉。其外有韓翃、閻伯璵、孟匡朝、陳兼、蔣鎮、李白等、在舊翰林中。但假其名、而無所職。

李白は翰林供奉の職を與えられた。それが翰林學士でないことについては早くから指摘がある。小川環樹『唐代の詩人』序説の注20・21頁に、翰林學士は「令外の官」であり李白はその任になかった、彼は翰林待詔または供奉でなかったか、と言う。しかし、この翰林「待詔」と「供奉」の呼稱をめぐっては、なお混亂があるようだ。この點につき、韋執誼「翰林院故事記」により整理すれば、「翰林待詔」翰林院には唐初より藝能技術（書、畫、碁、醫術など）によって待詔する者が居た。「翰林供奉」開元初より文章學識にすぐれた者を選んで翰林に供奉させた。「翰林學士」開元二十六年に供奉から學士と改稱、翰林學士をたてた。ただし品階はない。李白の頃は既に翰林學士があったが、彼は名を借りただけでその任にはなかった。となるであろう。（馬自力「唐代的翰林待詔、翰林供奉和翰林學士」『魏晉南北朝隋唐史』複印報刊資料2003-1、原載『求索』2002-5参照）なお「待詔」は、漢代においては實態が違い、徴されてまだ正式の官についていない者をいう。これに對して唐代は「翰林待詔」など君主の近くで下問



に答えるべく控えている者のことである。詩文では、「待詔金馬」「待詔公車」などと稱するが、この場合、任官を待っていることを第一義として含むであろう。しかし處置にかかわって、これが翰林院などで「待詔」の任を授かることにのみ限定された言い方なのか、よくわからない。「草堂集序」の「天寶中、皇祖 詔を下し、徴して金馬に就かしむ」は、徴集を受け、朝賀に臨んだことを指している。

翰林供奉の處置は、甲科登第ではなく、授官はなかった。それは「布衣にして丹墀に待す」（贈崔司戸文昆季）卷9）と述べられていることから確認できる。しかし乙第に相當するよい處遇ではあつただろう。このときおなじ選に臨んでいたであろう樊端は、「太子家令丞（從七品上）同正員、直集賢院」を拜した。「逸人の擧」について、他の例としては、天寶十三載におなじく翰林供奉となつた吳筠が擧げられる。彼の場合、傳記には「招かれた」と表現している（十三年、召入大同殿、尋又詔居翰林、權德輿「唐中嶽宗元先生吳尊師集序」）が、司馬承禎のようにひとり名指しで招かれたものかどうかは疑わしい。天寶十三載二月の「高尚確然、隱遁巖穴」科に推擧されたのかもしれない。そうであるならば李白とおなじケースである。また李泌も類似した經緯で天寶中に翰林に入ったという。（「天寶中、自嵩山上書論當世務、玄宗召見、令待詔翰林、仍東宮供奉」『舊唐書』卷130）これらの場合、「出身」が與えられていたと考えてよいであろうか。（「文策高者特授以美官、其次與出身」『通典』）なお、白身人が進士に合格して出身を得たとしても、未授官であれば詩文での表現上は「布衣」である。「白身」と「布衣」は同義、ないし等價ではない。

（付記）小論は二〇〇三年十月三日に昭和女子大學で開かれた中唐文學會で口頭發表した原稿をもとに修正を加えたものである。參會の諸賢より多くのご意見をいただいた。高知大學の大榎敦弘教授には構想段階から脱稿にいたるまで適切なご助言をいただいた。また京都府立大學の渡邊信一郎教授には貴重なお指摘をいただいた。とくに記して感謝の意を表したい。

（高知大學助教）